

事 務 連 絡
令和8年8月17日

熊本県 災害救助担当主管部（局）長 殿
熊本県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
熊本市 災害救助担当主管部（局）長 殿
熊本市 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（食事支援担当）

避難所における洗濯及び入浴機会の確保について

災害救助法を適用した市町村における避難所での洗濯機会及び入浴機会の確保に関しては、災害救助事務取扱要領において、避難所の設置、維持及び管理に要する経費として、洗濯機・乾燥機等の設置に要する経費のほか、簡易シャワーや仮設風呂等の設置、あるいは地域の入浴施設の活用（入浴施設までの送迎や入浴料の支払いに要する経費を含む。）に要する経費を国庫負担の対象としているところです。

また、断水が継続している地域の避難所において洗濯や入浴の機会確保が喫緊の課題となっている場合、県や市町村がクリーニング事業者等に対して避難者の衣服等のクリーニングを依頼することや、一時的な措置として、水循環システム等を活用したシャワー等を導入して対応することも、国庫負担の対象としています。

他方、今後、避難所や当該地域において断水が解消した段階においては、下記の通り運用のご検討をお願いします。また、管内の避難所を設置している市町村に対して、この旨を周知していただきますようお願いします。

記

1. 洗濯機会の確保について

仮設ランドリー（洗濯機、乾燥機）、ランドリーカー等のレンタル等での対応を原則とし、自ら洗濯を行うことが困難な要配慮者への対応や、仮設ランドリー等のみでは洗濯機会の確保が困難な場合に限り、これを補完する措置として、クリーニング事業

者等への委託による洗濯機会の確保についてご検討いただくようお願いします。その際も、震災により汚れた冬物の衣服など避難生活の維持に関係のない衣服等が支援対象となったりすることがないようにご留意願います。

2. 入浴機会の確保について

簡易シャワーや仮設風呂等の設置、あるいは地域の入浴施設の活用による対応を原則とし、これを補完する措置として、循環型のシャワー等の活用による入浴機会の確保についてご検討いただくようお願いします。

なお、自宅における洗濯や入浴の機会を確保できない在宅避難者等に対して、自治体からの依頼に基づき避難所等において洗濯・入浴の機会を提供することも、災害救助法の対象となります。一方で、これらの支援の実施に当たっては、自宅で洗濯・入浴が可能な者が支援を受けることがないようにご留意願います。

〈本件問合せ先〉
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（食事支援担当）付
大和田・大崎
TEL 03-3502-6983（直通）